

住民税均等割のみ課税世帯に対する 生活支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には申請手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、給付金（1世帯あたり10万円）を支給します。
- 給付金を受給するためには、申請手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

豊岡市が確認書(または申請書)を受理した日から30日後が目安です。

支給対象世帯

基準日（令和5年12月1日）において豊岡市に住民登録があり、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯 ※1

ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯（世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯）は対象外です。 ※2

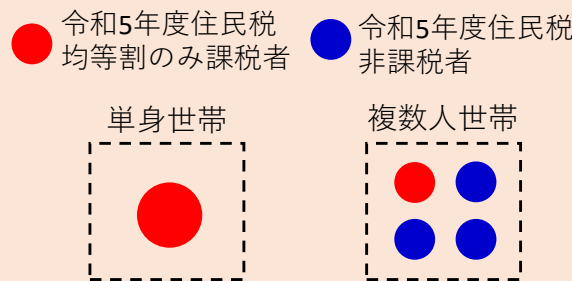
※1 住民税が均等割のみ課税されている世帯

令和5年度住民税が均等割のみ課税されている者だけで構成されている世帯、または均等割のみ課税されている者と非課税者で構成されている世帯

※2 住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯

本市在住で市外に住む子ども等の扶養に入っている高齢者だけで構成されている世帯など

<対象世帯のイメージ>



給付金の申請手続き

支給対象世帯には豊岡市から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

確認書（申請書）提出期限

令和6年6月28日（金） ※消印有効



支給対象世帯や支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

I 支給対象世帯

- 基準日（令和5年12月1日）において豊岡市に住民登録があり、以下の(1)と(2)のいずれかに該当する世帯

- (1) 世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税者で構成されている
- (2) 世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成されている

【支給対象とならない世帯】

- ①世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等から扶養を受けている
- ②住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の者がいる
- ③租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいる
- ④他の市町村から住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金と同様の趣旨とする金銭等（10万相当）の給付を受けている

II 給付金の申請手続き

- 支給対象世帯には、豊岡市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して不備なく記入し、返信用封筒で**返信してください。**

【確認・注意事項】

- ①記載された給付金の振込口座番号に誤りがないこと
- ②世帯主氏名、確認日（記入日）及び連絡先を記入すること
- ③本人確認書類（マイナンバーカード等）と振込先の口座確認書類（通帳等）のコピーを添付すること
- ④住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないことなど



住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

豊岡市社会福祉課 給付金担当窓口（コールセンター）

TEL:0796-21-9005

FAX:0796-24-4516

受付時間 平日9:00~17:00